

# 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会（第5回）議事要旨

## 1 日 時

平成30年12月17日（月）14時～16時

## 2 場 所

法務省地下1階大会議室

## 3 議 題

- (1) 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策に係る取組の現状・課題・対応策
- (2) 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（素案）の検討

## 4 資 料

- 1 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策に係る取組の現状・課題・対応策（4）
- 2-1 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（概要・素案）
- 2-2 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（本文・素案）
- 3 有識者資料

## 5 概 要

2部構成で行われ、第1部では議題（1）について法務省から資料1に基づき説明を行い、第2部では議題（2）について事務局から資料2-1及び資料2-2に基づき説明を行った。

これらを踏まえた意見交換を行ったところ、有識者から以下の要旨の発言がなされるなどした。

- 外国人に対する支援は、外国人にいかに寄り添えるかが重要である。
- 企業や地方公共団体等の外部の方を入れてフォローアップを定期的に行うことが重要である。
- 啓発活動は、国民や企業を含めた啓発が必要である。人手不足として外国人を受け入れる企業が理解することが大事である。
- 啓発活動については、人権救済機関の設置等の検討が必要である。
- 「多文化共生総合相談ワンストップセンター」の設置について、どの程度の規模になるのか。
- ワンストップセンターへの期待は非常に大きい。より実効性のあるものにするため、結局他の行政機関にたらい回しすることのないよう横串を刺すことが大事である。
- 言語の異なる異国の地で生活することは非常に大変である。相談窓口において多言語化がなされた後も、Plan（計画）Do（実行）Check（評価）Action（改善）のサイクルを回すことが大切である。
- 地方公共団体に対しては、総合的対応策として支援のメニューを示すだけでなく、財政的に支援することも必要である。

- 地方創生推進交付金について、地方公共団体への支援はどの程度されるか規模感も含めて教えてほしい。
- 法律トラブルについて、相談窓口案内の多言語化のみならず、法テラスにおける相談、援助等も含めた法的救済システム全体の多言語化も検討いただきたい。
- 医療における多言語通訳について、この負担をどうするのかという問題がある。受益者負担であると言い切ると、費用の負担によって躊躇する人も出てくるため、もう少し丁寧にする必要がある。
- 総合的対応策の中で一番重要な項目は、日本語教育であると考えている。日本語能力を有する人材育成は、日本の国際的プレゼンスの向上に役立つことから、力を入れていただきたい。
- 外国人児童の公立高校への進学に係る特別措置は、各都道府県ごとに異なるため、国が基準を示してほしい。
- 大学等への進学に関して、家族滞在の在留資格の方は奨学金の受給資格が認められていない場合が多いことから、今後検討いただきたい。
- 外国人学校卒の公立高校受験資格について広く認める方向で検討いただきたい。
- 高校生へのキャリア教育は非常に大事である。中等教育までは夜間中学等の支援があるが、高校に入ってからはないため、高校に入ってからキャリア教育や高校でやっていくだけの日本語教育が必要である。
- 大卒等の留学生が日本で働くことができるようにする取組は評価できる。
- 新たな在留資格で受け入れる外国人について、同一労働、同一賃金が確保されるか危惧がある。日本人と同等以上の報酬について、日本人のいない職場では、同等以上の基準があいまいであり、日本人と同等以上の報酬が確保されているか分からないのではないのか。
- 新たな在留資格での受入れを希望する14業種について、今後、人手不足が継続しているか、全体の賃金が下がっていないか等についてモニタリングする議論についてはどこに盛り込まれるのか。
- 社会保険への加入促進等の項目で、翌年納付すべき住民税を当該外国人に代わって納付することができるようにするための支援措置の記載があるが、その内容を具体的に教えてほしい。
- 悪質な仲介事業者等の排除のため作成する二国間の政府間文書について、文書を作成することが目的ではなく、その実効性についても考えなければならない。相手国が協力的でない場合に履行を促す仕組みづくりにも取り組んでいただきたい。
- 二国間の政府間文書について、情報共有のみではなく、実際にどのように排除するか書くべきである。
- 在留管理基盤の強化の項目で在留カードの活用の記載があるところ、これは社会保険への加入促進にもリンクする話であると思うが、例えば、マイナンバーも本人確認しやすいことから、在留外国人に対してはマイナンバーカードの取得を推奨してみてもどうか。
- 在留資格を持たない外国人に対する在留特別許可や仮放免を適切に運用することも必要である。

- 技能実習生の失踪問題等については、受入れ機関に対する厳正な対処も必要である。
- 実際に外国人を雇用する企業への支援も大事である。

(以上)